

第二号様式の二(登録の確認及び政治活動を目的とした在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出書等の様式)(第二条の二関係)

その一

在外選挙人名簿抄本閲覧申出書(登録の確認)

年 月 日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏 名 (印)  
住 所  
(電話番号)

下記のとおり、5に記載する者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、在外選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活 動 の 内 容	登録の確認
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	申出者と同じ
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲 覧 対 象 者	(閲覧対象者の氏名、住所を記載するとともに、当該者と申出者との関係について、〔本人〕〔同居の者〕〔その他〕の別を記載すること。)
備 考	

備考 この様式は、法第30条の12において準用する法第28条の2第1項の規定により、選挙人が、特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

その二

在外選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

年 月 日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏 名 (印)

住 所

(電話番号)

(申出者が政党その他の政治団体である場合に  
あつては、その名称、代表者の氏名及び主たる  
事務所の所在地を記載してください。)

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、在外選挙人名簿抄本を閲覧  
する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活 動 の 内 容	政治活動(選挙運動を含む。)
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者の範囲	
6 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。 申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が 当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。)
申出者が公職の候補者等であるとき	
7 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第30条の12において準用する法第28条の2第 4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない

申出者が政党その他の政治団体であるとき	
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第30条の12において準用する法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
備考	(添付書類について記載すること。規則第2条の2第1項において準用する公職選挙法施行規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも1人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。)

備考

- この様式は、法第30条の12において準用する法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む。)のために在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄8及び10中の別添申出書の様式は、それぞれ「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。



その四

承認法人に関する申出書

年 月 日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者

政党その他の政治団体の名称

代表者の氏名 (印)

主たる事務所の所在地

(電話番号)

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、法第30条の12において準用する法第28条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	
2 法人の代表者の氏名	
3 法人の主たる事務所の所在地	
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。)
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
7 閲覧者に関する事項	(法第30条の12において準用する法第28条の2第9項において読み替えて適用される同条第1項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。)